

— 認証保育所に対する助成について —

I 区内認証保育所（駅前A型）の設置計画

- ・施設名称：「アップルナースリー」
- ・設置場所：北大塚1-17-9平松ビル2階（JR大塚駅北口から徒歩2分）
- ・事業者：有限会社「もっくもっく」
現在、大塚駅前で無認可保育施設「アップルナースリー」を運営するとともに、市川市、浦安市でも保育施設を運営している。
- ・開所時間：6：00～翌2：00までの20時間保育（夜間・休日保育）
- ・児童定員：26名（内訳）0歳：6名 1歳：6名 2歳：7名 3歳以上：7名
- ・保育料：3歳未満 55,000円～61,000円 3歳以上 52,000円
（保育時間が夜間型の場合は、15,000円～18,000円を加算）
延長保育料 1時間 3,000円～5,000円
- ・開設時期：平成13年度中（14年2月予定）

II 近隣区の認証保育所利用児童への対応

- ・板橋区に60名定員の駅前A型施設が平成14年2月に開設される予定であり、区内在住児童の入所も予想される。
- ・運営費については、利用児童の居住する区市町村が補助することとされている。

【参考】

- ・施設名称：「ベネッセチャイルドケアセンター板橋」
- ・設置場所：板橋区板橋1-53-33板橋ビュークロッシング2階
（JR板橋駅徒歩1分）
- ・開設時期：平成14年2月

III 今回の補正予算の内容

- ・歳出補正予算額：14,503千円（特財：都補助 7,250千円）
- ・開設準備経費補助：9,000千円（3千万円を限度とした改修経費の1/2）
- ・運営費補助：4,462千円（歳児毎に定められた基本額を補助）
- ・近隣地域認証保育所運営費補助：1,041千円（歳児毎に定められた基本額を補助）

[参考]

— 東京都認証保育所制度について（概要） —

I 目的

都独自の基準（認証基準）を設定し、事業者の創意工夫を発揮した新たなスタイルの保育所を設けることにより、現在の認可保育所だけでは応えきれていない待機児の解消や大都市の多様なニーズへの対応を図る。

II 特色

- 1) 都独自の基準を設定し、適切な保育水準を確保する。
- 2) 都が設置を認証し、区市町村とともに指導検査を行う。
- 3) 民間事業者を含む多様な事業者が設置主体となる。
- 4) 全施設で0歳児保育を実施し、13時間以上の開所を基本とする。
- 5) 情報公開によりニーズに合った保育所が選択できる。
- 6) 利用者と保育所が直接利用契約ができる。
- 7) 保育料は国基準の上限をリミットとして事業者が独自に設定できる。

III 設置基準

別紙「保育施設の設置基準比較表」のとおり

IV 認証の手続き

事業者が直接都に設置申請書を提出し、都は区市町村の意見を聴いたうえで、審査を行い、認証する。

V 補助金

都が認証した保育所に対し、区市町村が実施する事業を対象とする。

- ・運営費 : 補助基準額の1/2ずつを都と区市町村が補助する。
- ・開設準備経費 : A型を駅前に開設するために必要な改修経費を対象に、補助基準額の1/2ずつを都と区市町村が補助する。

VI 今後の都の設置計画（累計）

年 度	13	14	15	16
A型（駅前）	10	20	35	50

保育施設の設置基準比較表

区分	認可保育所				認可外保育施設				保育室※
	国基準		都基準※		A型		B型		
	社会福祉法人、学校法人、宗教法人、民間事業者等				個人				
対象児童	0～5歳				0～5歳 0歳児保育必須 0～2歳 1/2以上		0～2歳 0歳児保育必須		0～2歳
規模	20人以上				20～120人		6～29人		
一人当たり面積	0・1歳児 3.3m ² 2歳以上児 1.98m ²	0歳児 5.0m ² 1歳児 3.3m ² 2歳以上児 1.98m ²	0・1歳児 3.3m ² 2歳以上児 1.98m ²	0・1歳児 2.5m ² 2歳以上児 1.98m ²	2m ² 以上				
保育士	児童数 保育士	児童数 保育士	児童数 保育士	児童数 保育士	児童数 保育士	児童数 保育士	児童数 保育士	児童数 保育従事者	
	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 定員90人以下 1人	0歳児 3 : 1 1歳児 5 : 1 2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 国基準と合わせて 3人	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 1人	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 1人	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 1人	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 1人	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 1人	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 その他の保育士 1人	保育に従事する者の5割以上は、保育士又は看護婦の資格を有すること
正規職員(有資格者)は年齢別配置基準の8割以上				正規職員(有資格者)は年齢別配置基準の6割以上					
開所時間	基本	11時間		13時間以上				午後5時又は午後5時30分まで	
	延長	基本分終了後						午後7時まで	
入所決定	区が決定				利用者と事業者の直接契約				利用者と施設長の直接契約
保育料	区市町村が条例で規定 〔国の基準額 3歳未満児 上限80,000円 3歳以上児 上限77,000円〕				保育所ごとに設定・徴収 〔月 220時間以下の利用月額の上限は、 3歳未満児 80,000円、3歳以上児 77,000円〕				各施設が設定・徴収

※ 認可保育所(都基準)及び保育室は、補助基準